

伊那市西箕輪景観育成特定地区景観計画

本計画では、伊那市西箕輪景観育成特定地区の区域について、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。

第 1 計画の対象となる景観育成特定地区の名称

伊那市西箕輪景観育成特定地区

第 2 伊那市西箕輪景観育成特定地区の区域（法第 8 条第 2 項第 1 号関係）

伊那市西箕輪地区。ただし、伊那インター工業団地（平成 20 年 3 月 1 日現在の区域に限る。） 県営住宅大萱団地及び市営住宅大萱団地の区域を除く。

第 3 良好な景観の育成に関する方針（法第 8 条第 2 項第 2 号関係）

1 景観の特性

(1) 地区の概要

この地区は、中央アルプス山麓の山林地帯とそれに続く広く緩やかな傾斜をもった農地により構成されており、一部には平地林も残されている。古い集落は山麓に沿って形成され、史跡も多数点在している。また、地区全体が東斜面で高台に位置しているため、地区のいたる所から南アルプスの雄姿を一望することができる。

なお、この地区は、伊那インターチェンジの設置、伊那インター工業団地の大規模工場の立地、「伊那木曾連絡道路」の開通等の影響により、農地の宅地化が進んでいる。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は地形、植生などの自然条件、土地利用の状況、歴史的・文化的背景などにより 3 つの類型に区分できる。類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりである。

ア 主要な道路に沿った区域（沿道地域）

地域内の主要な道路の沿道には、南アルプスへの好眺望が得られる地点が多く存在している。この区域においては、眺望を確保しつつ良好な沿道景観が形成されるよう配慮していくことが必要である。

イ 山麓部の田園の区域（田園地域）

経ヶ岳の山麓に広がる田園の区域では、農地、集落等が一体となって自然と調和した景観を構成している。この区域においては、遊休農地の解消など農地が保全・継承されるよう配慮していくことが必要である。

ウ 山地、高原の区域（山地高原地域）

経ヶ岳から山麓に至る山間部は、樹林に囲まれた山地や高原となっている。この区域においては、他の地域からの眺望に留意して景観の変容を抑制するとともに、樹林樹木を保全して良好な森林景観の形成に配慮していくことが必要である。

2 景観の育成の方針

(1) 沿道地域

南アルプスへの眺望の維持と、周囲の自然景観との調和が図られるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺の緑化を進めるものとする。

(2) 田園地域

経ヶ岳山麓の扇状地に連続的に広がる田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠・等に留意するものとする。

優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとする。

(3) 山地高原地域

基調となる地形、河川、自然性の高い樹林などの保全・活用を図り、良好な森林景観を阻害しないように努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとする。

3 規制又は措置の基準

次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。

地域区分

(1) 沿道

次の道路並びにこれらの両側各 30 メートル以内の地域

高速自動車国道中央自動車道西宮線、国道 3 6 1 号、県道与地辰野線、県道吹上北殿線及び県道伊那インター西箕輪線

(2) 田園

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項に規定する農業振興地域の区域。ただし、(1)に掲げる地域を除く。

(3) 山地・高原

(1)及び(2)に掲げる地域を除く地域

(別表) 伊那市西箕輪景観育成特定地区景観育成基準

本基準のうち、次に掲げるものは法第8条第3項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準である。

その他のものは同号ニに規定する制限である。

- ・1(1)のうち、ウ、エ、オ及びキ
- ・2(1)のうち、ウ、エ、オ及びキ
- ・3(1)のうち、ウ、エ、オ及びキ

1 沿道地域の基準

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア 配置

- (ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあっては、特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。
- (イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
- (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
- (エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
- (オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。

イ 規模

- (ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
- (イ) 建築物の高さは、原則として13メートル以下とすること。また、空地を十分にとり、圧迫感等を生じさせないように努めること。

ウ 形態・意匠

- (ア) 背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。
- (イ) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。
- (ウ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
- (エ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
- (オ) 河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
- (カ) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。

- (キ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

- (ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

オ 色彩等

- (ア) 自然の色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
(ウ) 原則として建築物等にはネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものは設置しないこと。また、建築物等をライトアップしないこと。

カ 敷地の緑化

- (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
(ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
(エ) 使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。

キ 特定外観意匠に関する付加基準

- (ア) 次に掲げる広告物以外は設置しないこと。
- 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の居住、事務所、営業所等に表示するもので表示面積の合計10平方メートル以下のもの
 - 祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの
 - 一時的又は仮設的なもので表示期間30日を超えないもの
- から までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの
- ・ 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - ・ 会合その他催物に関するもの
 - ・ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

- ・ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
 - 事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件をすべて満たすもの
 - ・ 表示面の地盤面からの高さが3.5メートルまでのもの
 - ・ 表示面積の合計が4平方メートル未満のもの
 - ・ 基調色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの
 - ・ 支柱の色は、黒色、白色、グレー系色、こげ茶系色のもの
- (イ) 前項 及び にあつては、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調・意匠とすること。また、道路から1メートル以上かつ交差点から10メートル以上離すこと。
- (2) 土地の形質の変更(法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの(土石の採取及び鉱物の採掘を除く。)をいう。以下同じ。)
- (変更後の土地の形状、修景、緑化等)
- (ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
- (イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
- (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
- (3) 土石の採取及び鉱物の採掘
- (採取等の方法、採取等後の緑化等)
- (ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。
- (イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
- (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵
- (集積、貯蔵の方法及び遮へい等)
- (ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
- (イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

2 田園地域の基準

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア 配置

- (ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。
- (イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
- (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。

(エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。

(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。

イ 規模

(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。

(イ) 建築物の高さは、原則として13メートル以下とすること。また、個々の建築物等の規模は極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。

ウ 形態・意匠

(ア) 背景のスカイライン、田園の広がり、周囲の建築物等の形態、史跡などの文化遺産との調和に努めること。

(イ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。

(ウ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。

(エ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。

(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

(カ) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。

(キ) 非常階段、パイプ等附帯設備や附帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。

(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。

(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

オ 色彩等

(ア) 自然の色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。

(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。

(ウ) 原則として建築物等にはネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものは設置しないこと。また、建築物等をライトアップしないこと。

カ 敷地の緑化

(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観に調和するよう配慮すること。

(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。

(ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。

(工) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。

(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。

キ 特定外観意匠に関する付加基準

(ア) 次に掲げる広告物以外は設置しないこと。

公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの

法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの

国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の居住、事務所、営業所等に表示するもので表示面積の合計10平方メートル以下のもの

祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの

一時的又は仮設的なもので表示期間30日を超えないもの

から までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの

・ 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの

・ 会合その他催物に関するもの

・ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

・ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件をすべて満たすもの

・ 表示面の地盤面からの高さが3.5メートルまでのもの

・ 表示面積の合計が4平方メートル未満のもの

・ 基調色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの

・ 支柱の色は、黒色、白色、グレー系色、こげ茶系色のもの

(イ) 前項 及び にあつては、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調・意匠とすること。また、道路から1メートル以上かつ交差点から10メートル以上離すこと。

(2) 土地の形質の変更(法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの(土石の採取及び鉱物の採掘を除く。)をいう。以下同じ。)

(変更後の土地の形状、修景、緑化等)

(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。

(イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

(3) 土石の採取及び鉱物の採掘

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。

(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。

(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい等)

(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。

(イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

3 山地・高原地域の基準

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア 配置

(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。大規模行為にあっては、道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。

(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。

(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。

(エ) 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。

(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。

イ 規模

(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。

(イ) 建築物の高さは、原則として13メートル以下とすること。

ウ 形態・意匠

(ア) 周辺の山並みと調和する形態とすること。

(イ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。

(ウ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。

(エ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。

(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

(カ) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。

(キ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザ

インに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。

(イ) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。

(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

オ 色彩等

(ア) 自然の色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。

(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。

(ウ)原則として建築物等にはネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものは設置しないこと。また、建築物等をライトアップしないこと。

カ 敷地の緑化

(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観に調和するよう配慮すること。

(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。

(ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。

(エ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。

(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。

キ 特定外観意匠に関する付加基準

(ア) 次に掲げる広告物以外は設置しないこと。

公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの

法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの

国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの

自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の居住、事務所、営業所等に表示するもので表示面積の合計10平方メートル以下のもの

祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの

一時的又は仮設的なもので表示期間30日を超えないもの

から までに掲げるもののほか、営利を目的としないもので次に掲げるもの

- ・ 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
- ・ 会合その他催物に関するもの
- ・ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類
- ・ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

事業所や施設等への案内を目的としたもので、次の要件をすべて満たすもの

- ・ 表示面の地盤面からの高さが3.5メートルまでのもの
- ・ 表示面積の合計が4平方メートル未満のもの
- ・ 基調色は、白色、銀色、青系色、茶系色の組み合わせ及び木の地肌のもの
- ・ 支柱の色は、黒色、白色、グレー系色、こげ茶系色のもの

(イ) 前項 及び にあつては、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調・意匠とすること。また、道路から1メートル以上かつ交差点から10メートル以上離すこと。

(2)土地の形質の変更(法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの(土石の採取及び鉱物の採掘を除く。)をいう。以下同じ。)

(変更後の土地の形状、修景、緑化等)

(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。

(イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

(3)土石の採取及び鉱物の採掘

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。

(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。

(4)屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい等)

(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。

(イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。

